

## 公の施設設置・管理条例における使用承認規定等の状況（例）

## 【京都府立府民ホール】

使用の承認（許可）等に関する規定	使用承認（許可）の制限に関する規定	その他使用に関する規定
<p><b>【京都府立府民ホール条例】</b> <b>（使用の承認）</b></p> <p><b>第4条</b> 府民ホールのホール又は附属設備を使用しようとする者は、指定管理者（使用の承認の業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条及び次条において同じ。）の承認（以下「<u>使用の承認</u>」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、使用が第1条に規定する府民ホールの設置の目的に沿わないと認めるときその他使用を不相当と認めるときは、<u>使用の承認をしないことができる。</u></p> <p>3 指定管理者は、府民ホールの管理上必要があると認めるときは、<u>使用の承認に条件を付することができる。</u></p> <p><b>（承認の取消し等）</b></p> <p><b>第5条</b> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。</u></p> <p>(1) 使用の承認を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が第2条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、<u>使用の承認の内容又はこれに付された条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けた事実が明らかとなつたとき。</p> <p>(4) その他府民ホールの管理上やむを得ない理由があると認めるとき。</p>	<p><b>【京都府立府民ホール条例施行規則】</b> <b>（使用の不承認）</b></p> <p><b>第2条</b> 条例第4条第2項に規定する使用を不相当と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(2) 府民ホールのホール又は附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 府民ホールの<u>管理上支障があると認めるとき。</u></p>	<p><b>【京都府立府民ホール条例施行規則】</b> <b>（遵守事項等）</b></p> <p><b>第7条</b></p> <p>2 府民ホールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号から第4号までに掲げる行為について事前に管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良な風俗に反する行為</u></p> <p>(2) 火気の使用その他府民ホールのホール又は附属設備等に危険を及ぼすおそれのある行為</p> <p>(3) 宣伝、物品の販売、募金、その他これらに類する行為</p> <p>(4) その他管理者が府民ホールの管理上必要と認めて禁止する行為</p> <p>3 管理者は、府民ホールの<u>管理上必要と認める場合又は府民ホールの秩序を維持するため必要と認める場合は、前項の規定に違反する者に対し、退館を命じることができる。</u></p>

## 【京都府立府民スポーツ広場】

使用の承認（許可）等に関する規定	使用承認（許可）の制限に関する規定	その他使用に関する規定
<p><b>【京都府立府民スポーツ広場条例】</b> <b>（使用の承認）</b></p> <p><b>第4条</b> スポーツ広場の施設又は附属設備を使用しようとする者は、指定管理者（使用の承認の業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条及び次条において同じ。）の承認（以下「<u>使用の承認</u>」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、使用を不相当と認めるときは、<u>使用の承認をしないことができる。</u></p> <p>3 指定管理者は、スポーツ広場の管理上必要があると認めるときは、<u>使用の承認に条件を付することができる。</u></p> <p><b>（承認の取消し等）</b></p> <p><b>第5条</b> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。</u></p> <p>(1) <u>使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が第2条の規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者が、使用の承認の内容又はこれに付された条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>偽りその他不正の行為により使用の承認を受けた事実が明らかとなったとき。</u></p> <p>(4) <u>その他スポーツ広場の管理上やむを得ない理由があると認めるとき。</u></p>	<p><b>【京都府立府民スポーツ広場条例施行規則】</b> <b>（使用の不承認）</b></p> <p><b>第2条</b> 条例第4条第2項に規定する<u>使用を不相当と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>スポーツ広場の施設又は附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>スポーツ広場の管理上支障があると認めるとき。</u></p>	<p><b>【京都府府民スポーツ広場条例施行規則】</b> <b>（遵守事項等）</b></p> <p><b>第7条</b></p> <p>2 <u>スポーツ広場において、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良な風俗に反する行為</u></p> <p>(2) <u>宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為（事前に管理者の承認を得た場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>その他管理者がスポーツ広場の管理上必要と認めて禁止する行為</u></p> <p>3 <u>管理者は、スポーツ広場の管理上必要と認める場合又はスポーツ広場の秩序を維持するため必要と認める場合は、前項の規定に違反する者に対し、退去を命じることができる。</u></p>